

令和5年4月から開始

0～2歳（クラス年齢）の園児の保育料について、 きょうだいの就学に関わらず、所得制限なく 第2子以降の保育料が無料となります

現行

静岡市で保育料を決定している認定こども園、保育所及び小規模・事業所内保育施設の利用者負担額（保育料）は、世帯の所得に応じてその金額を決定しており、第2子となる園児については、保育料の半額を負担していただいています。また、世帯における第何子かを決定する際には、所得制限があります。

<所得制限とは>

年収360万円未満相当世帯（静岡市利用者負担額表のC、D1～D4階層にあたる世帯）に限り、就学児（保護者が監護し、生計が同一の小学生以上の子）を含めて、世帯における第何子かを決定すること。



令和5年4月以降

世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関わらず、保護者が監護し生計が同一の子で第何子を決定した上で、第2子以降の保育料が無料となります。

※静岡市が決定している保育料が対象となります。（認可外保育施設の利用料等、各施設で独自に定めているものは対象外です。）

※第1子の保育料は変更ありません。（引き続き全額負担となります。）

<変更イメージ図>

<きょうだいが全て0～2歳児の世帯>	<きょうだいに就学児(小学生以上)がいる世帯>	
	所得関係なし	年収360万円未満相当
0～2歳児 第1子 全額負担	就学児 第1子 (保育料なし)	就学児 (保育料なし)
0～2歳児 第2子 半額負担 ↓ 無料	0～2歳児 第2子 半額負担 ↓ 無料	0～2歳児 1人目 全額負担 ↓ 無料
0～2歳児 第3子 無料	0～2歳児 第3子 無料	0～2歳児 2人目 半額負担 ↓ 無料
【解説】 現行では第2子は半額負担となりますが、令和5年4月以降は無料となります。	【解説】 現行では第2子は半額負担となりますが、令和5年4月以降は無料となります。	【解説】 現行では第2子は第1子扱いとなり全額負担、第3子は第2子扱いとなり半額負担となりますが、令和5年4月以降は第2子、第3子ともに無料となります。

※現行でも就学児のきょうだいの有無に関わらず第3子以降は無料です。

静岡市子ども未来局幼保支援課 システム係
TEL: 054-354-2630